

平成 21 年(ワ)第 249 号損害賠償等請求事件

原告 能瀬 英太郎

被告 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会

## 準 備 書 面

(第 12 回)

平成 23 年 8 月 31 日

岡山地方裁判所第 2 民事部 2A1 係 御中

原告 能瀬 英太郎

### 第一、被告の責任の法的根拠について

1、被告は民法 709 条、710 条、723 条に基づいて、原告に対して損害賠償の責任を負うものである。

そして、本件不法行為は被告組織の執行機関である常任理事会の声明という、偶発的になされたものではなく、極めて意図的になされたものである。被告の準備書面、または証人平松正夫、前野直道両氏の証言からも明らかな通り、本件記事の真実性、または、真実と信ずるについての相当の理由の存在等についても、被告は何ら積極的に挙証義務を果たそうとしていないのである。被告の主張はすべて伝聞によるものか、または原告の著書等から得た知識による憶測によって書かれたものである。それらの意図するところは、原告による被告に対する批判を意図的に封じる目的で本件記事は作成されたものである。

### 第二、まとめ

1、本件記事とそれに付けられた見出しは、記事全体として、それを読む会員や不特定の読者に、原告があたかもひかり協会を破壊する目的で言論活動を行っているかのように理解されるもので、それにより原告の社会的評価を低下させるものであり、原告の名誉を重大に毀損するものであることは明らかである。

したがって、被告が名誉毀損に基づく賠償責任を免れるためには、自ら記事の内容が真実であること、またはそれが真実であると信じるについての相当の理由が存

在したことを立証しなければならない。

しかるに被告は、これまでの書面においても、また証人二人の証言においても、ともに何らの挙証もしていないのである。

本件記事は、前野直道証人が「だれからも取材しておりません」(証人前野直道の証言調書 28 頁)と述べているように、原告の著述したものからのみ入手した情報を勝手な憶測を交えて作成したものである。そして自分の書いた記事が事実であるかどうかは、何一つとして、具体的事実によって証明されなかったのである。

しかも、これまでの原告の準備書面において再三にわたって求めた「求釈明」事項にも、どれ一つとして釈明をしていないのである。

つまり被告は、その挙証責任のどれ一つも果たしていないのである。

ましてや、原告本人にも取材していないどころか、原告が以前所属していた「森永告発」の関係者にも取材をしていないのである。原告が現在もまだ「森永告発」の運動を引継いで展開しているかのように書きながら、肝心の「森永告発」関係者に対しては取材もせずに憶測で書いた記事が甲 1 号証である。

2、文章①で原告が「系統的に守る会や協会の批判を E 氏に吹き込み煽動してきたと言える」(甲 1 号証)と被告は書いているが、当の E 氏(榎原伊織氏)は証人尋問では、そのことを否定し「全く逆です。私があんたに吹き込んだんです、こういう内容じゃいうことを」(榎原伊織証人の証言調書 16 頁)と述べている。

さらに文章②についても被告の主張する原告による「妨害行動」は、まったく存在しないことが、前記榎原伊織証人の証言でも明らかになった。本件記事について執筆したという前野直道氏は、何ら裏付けのない事実を随所で一方的に勝手な思い込みで断定して書いている。

さらに文章③で、原告が批判をしているのはひかり協会の救済事業が「恒久対策案」の規程より低い実施状況であることを、ひかり協会が発表した資料をもとに展開しているのである。ひかり協会は公益法人として国から認可され、税制上も優遇されている社会的存在である。救済事業の成果については、多くの国民が関心を示

している。とりわけひかり協会成立までには、「恒久対策案実現のため」をスローガンにして国民に支援を要請しているのである。当時支援活動をした原告には、被告が支援活動の要請をした「恒久対策案実現のため」が、その後どのような状態であるかに重大な関心を持つことは、理の当然である。

「恒久対策案の実現」がなされないことは、国民にたいする被告の約束違反である。原告がひかり協会の約束違反を批判する文章をもっとも多く発表したのは、被害者の親である榎原伊織氏が開設したホームページである。このホームページについて被告は準備書面の各所で、原告が中心になって作成しているように書いている。それはまったく裏付けのないことで、榎原伊織証人の証言(榎原伊織証言調書 8 頁)で明らかになった。これらは原告が榎原伊織氏を操り人形のように使い、原告の思い通りに操作したという被告が描いた構図が破綻したことを示している。

文章④についても、原告が「親族や被害者に近づき、その不満や不信を守る会や協会に対する体系的な批判に強化発展させ」る理由は何もないのであり、原告は親族に頼まれて支援活動をしただけのことである。それについても榎原伊織証人の証言(榎原伊織証言調書 13 頁から 15 頁)でも明らかである。

文章⑤については原告の証言(能瀬英太郎本人調書 1 頁から 4 頁)のとおりであり、それを否定する事実、これまでの被告の準備書面や書証で示されていない。即ち文章①から文章⑤まで被告は一切の挙証もできないのである。本件記事の真実性、または真実と信ずるについての相当の理由の存在等についても被告は何ら積極的に挙証義務を果たそうとしていないのである。本件記事は極めて意図的に、原告の批判活動を委縮させる目的で作成されたと思わざるを得ないのである。

それは原告の言論活動のみに限らず、ひかり協会の救済事業について評価せず批判的な言辞が僅かでもあれば、「被害者の会」を名乗って圧力を加えてきたことは、周知の事実である。その例として上げられるのが、『森永ヒ素ミルク中毒事件 50 年目の課題』の著者中島貴子氏と、独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター長の市川惇信氏に対するもの(甲 31、32 号)である。さらに山陽新聞の記事

(甲 47 号)が不満であることを理由に、不買運動をちらつかせての脅しである。記事を書いた記者を被告大阪事務所まで呼び出し、2 時間にも及ぶ糾弾的追究を加えて別記事(甲 48 号)の執筆を強要している。これらは、言論の自由に対する重大なる挑戦である。

被告は組織の内外からひかり協会の救済事業について批判があることを、認めたくないのである。組織内からの批判については、外部からの煽動や工作がないと起こり得ないと堅く信じたいのである。だから内部からの批判に対しては、榎原伊織氏に行ったような「誤支給問題」(甲 82 号～84 号)をつくり、山田一之氏の場合は「山田氏の主な経過」(甲 45 号)を流布させ報復的行動にでるのである。

3、被告による、本件記事の掲載・頒布で原告が今まで、被告の運動に対して長年自分の仕事も顧みず、無私な態度で支援活動を行ってきたことを意図的に歪曲し、精神的にも回復困難な程の打撃を与えた。又現在も被告を支援している、原告の知人との信頼関係を損なう結果を与えてしまった。それらは原告に精神的な苦痛を与えたことは元より、生活面にも甚大な影響を与えたのである。

これら被告の行動から次のことが読み取れる。ひかり協会への批判内容を、被告は機関紙「ひかり」には1行も紹介せず、批判はすべて「誹謗中傷」であり、それは「救済事業の破壊」であるとして1面全体を使って原告への人身攻撃を展開した。甲1号はひかり協会批判に対する「みせしめ」であり、救済批判の抑制作用を狙ったものである。今後救済事業がどちらの方向に舵を切っても、後難をおそれて批判が行われなくなるだろう。これこそ言論の自由に対する委縮効果が目的だったと言わざるを得ない。それらのことから甲1号には公共性も公益性もない。

4、このように自己の保身のためならば、人の人権を侵害して憚らない被告の悪質性は、今に始まったことではなく、これまでも繰り返されてきたことである。組織の主導権を握ったグループが、異論を排除するために機関紙「ひかり」を利用して人身攻撃(甲 28 号)をしても「部分社会の法理」で違法とされなかった。それをいいことに、部外者である原告にまでも同じ手法を用いたのが本件の特徴である。

このような悪辣な手法は損害賠償金の算定にあたっては深く考慮に入れなければならない。そうでなければ、違法行為のやり得となってしまう、その横行を容認することになりかねないからである。原告以外にもそれを受けた者には、計りしれない怒り苦しみがあったであろうが、ほとんどの場合、泣き寝入りをするか見過ごされてきた。原告自身も一時は訴訟をあきらめかけたのであった。

また法律事務所を訪ねて相談しても、大部分の弁護士が「名誉毀損事件」と聞くと二の足を踏み、引き受けてもらえないのが現状である。事務員が相談内容を聞き、弁護士に会う前に断られることだってある。それは解決まで長期間かかりながら損害賠償額が低額なことで、それに見合う報酬には程遠く割に合わない仕事だからである。よほどの正義感の持ち主か、もの好きでないかぎり見向きもしない。「岡山では名誉毀損事件は少ないので、あまり手掛けたことがない」ので自信がないとも言って断わる理由にされる。

北方ジャーナル事件最高裁判決において大橋進裁判官が『「生命、身体ともに極めて重大な保護法益である」名誉を侵害された者に対する救済が、事後的な形によるものであるにせよ十分なものでなければ、権衡を失することとなる点が強く指摘されなければならない。我が国においても、しばしば名目的な低額に失すとの非難を受けているのが実情と考えられるのであるが、これが本来表現の自由の保障の範囲外ともいふべき言論の横行を許す結果となっているのであって、この点は関係者の深く思いを致すべきところと考えられるのである』と補足意見を述べている。

以上、縷々述べた通り、被告らの本件行為の違法性は、また非人間性、被告らの悪質性および被害の甚大性、深刻性は明らかである。

本件記事の掲載により原告のうけた被害の大きさに対して、金 200 万円の賠償金の請求は決して過大ではなく、むしろ過少な請求ともいえるものである。

また、賠償金のみにより原告が被った損害が回復されるわけでもないことは、明らかである。

よって損害賠償および謝罪広告の請求は全て容認されるべきである。

